

# 安曇野市立小中学校「新型コロナウイルス感染症」に関する衛生管理マニュアル

令和5年5月2日  
安曇野市教育委員会

新型コロナウイルス感染症が、令和5年5月8日付で「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律」（平成10年法律第114号）上の5類感染症へ移行する。5類感染症への移行後においては、従来の感染症対策を一律に講じるのではなく、感染状況が落ち着いている平時においては、換気や手指衛生等の日常的な対応を継続することが基本となる。

安曇野市教育委員会では、「新型コロナウイルス感染症に対応した学校運営ガイドライン安曇野市版」を廃止し、改めて、衛生管理マニュアルとして、学校における感染症対策の参考とする基本的な考え方を示すこととした。

## 1 基本的な対策事項

- 学校では、児童生徒等が感染症を正しく理解し、感染リスクを避ける行動をとることができるよう、感染症対策に関する指導を行う。家庭においても、保護者の理解が得られるよう協力を呼び掛ける。
- 学校医、学校薬剤師等と連携した保健管理体制を整える。
- 基本的な感染症対策（発熱や咽頭痛、咳の有無等の健康観察、咳エチケット、換気、手洗い等の手指衛生）を継続する。
- 児童生徒・教職員、来校者は、清潔なハンカチ・ティッシュ等を持参するとともに、必要に応じて着用できるよう、マスクを常に携帯する。
- 児童生徒に対し、日常的な健康管理（十分な休養・睡眠、規則正しい生活等、身体の抵抗力を高める生活）に努めるよう指導する。
- 地域や学校において感染が流行している場合などには、飛沫感染等を防止するため、活動場面に応じて、一時的に、より強い感染症対策を講じる。
  - ・ 「近距離」「対面」「大声」での発声や会話を控えること
  - ・ 児童生徒間に触れ合わない程度の身体的距離を確保すること
  - ・ 適切な咳エチケット（マスクの着用等）を促すこと
- 新型コロナウイルスに対する正しい理解のもと、適切に対応することを基本とし、差別や偏見等による不安を生まないよう努める。

## 2 学校内の衛生管理について

- (1) 良好な環境衛生の保持
  - ・ 清掃により清潔な空間を保つ。
- (2) 手洗い等の手指衛生の実施
  - ・ 外から校舎内に入る時、トイレの後、給食の前後、清掃終了後、学校内で共用される用具や備品を使用した後など、石鹸等を用いた丁寧な手洗い、手指消毒等を行う。
- (3) 換気の徹底
  - ・ 室温に配慮しながら常時換気に努める。（換気扇を活用する、廊下側と窓側を対角に開ける、上の小窓や廊下側の欄間を開ける等）
  - ・ 体育館のような広く天井の高い部屋であっても換気に努める。

- ・ 気候上難しい場合には、30分に1回以上、少なくとも休み時間ごとに、換気を行う。可能な限り2方向の窓等を同時に開けて換気を行う。室温低下による健康被害が生じないように、学校内での保温・防寒目的の衣類の着用について柔軟に対応する。
- ・ 必要に応じて、適切な換気方法を学校薬剤師に相談する。
- ・ エアコン使用時においても、換気を実施する。

### 3 マスク着用の考え方について

- ・ 感染防止対策として、マスクの着用が効果的である場面について情報提供するとともに、咳やくしゃみが出るときには咳エチケットを行う意義を児童生徒が考えられるようにする。
- ・ 学校教育活動の実施に当たっては、原則、マスクの着用を求めず、児童生徒の主体的な選択を尊重し、着用は児童生徒の判断に委ねることを基本とする。
- ・ 学級閉鎖等が発生するなど、季節性インフルエンザを含めた感染症が流行している場合には、教職員がマスクを着用する又は児童生徒に着用を促すことも考えられる。
- ・ 基礎疾患があるなど様々な事情により、感染不安を抱き、マスクの着用を希望したり、健康上の理由によりマスクを着用できない児童生徒もいたりすることなどから、学校や教職員がマスクの着脱を強いることのないようにする。児童生徒の間でマスクの着用の有無による差別・偏見等がないよう適切に指導を行う。
- ・ 混雑した電車やバスを利用する場合、医療機関や高齢者施設等を訪問する場合、調理実習や給食配膳時など、マスクの着用が推奨される場面においては、児童生徒及び教職員についても、着用を推奨する。
- ・ スクールバス等を利用するに当たり、換気が困難な場合や座席間隔を空けて座れない場合には、会話を控えることの徹底、またはマスク着用を推奨する。

### 4 教育活動の実施について

- (1) 地域や学校において感染が流行している場合における各教科等の活動について
  - ・ 登下校時や休み時間の過ごし方を含め、3つの「密」の重なりをつくらぬ方法について児童生徒にも考えさせたい。「友達と話す時は、手を伸ばしてもあたらない距離をとる」など、発達段階に応じ、なぜそうするのか、わかる指導を心掛ける。
  - ・ 感染のリスクが高い学習活動(★)については、十分な換気の確保、手洗いなどに加え、活動の場面に応じて、一時的に感染症対策を講じる。
  - ・ 配慮が必要な活動例
    - ★ 対面形式でのグループワーク等  
少人数のグループで実施するとともに、大声での会話を控える。
    - ★ 一斉に大きな声で話す活動  
近距離で向かい合っただけの発声は控える。
    - ★ 児童生徒が近距離で活動する、実験・観察、共同制作、調理実習  
少人数のグループで実施するとともに、大声での会話を控える。器具や用具を共用で使用する場合は、使用前後の手洗いを確実にを行うとともに、配置場所や使用順を工夫する。
    - ★ 児童生徒が行う歌唱及び管楽器演奏  
一定の距離を確保し、原則、向かい合っただけの歌唱は控える。
    - ★ 組み合ったり、身体が接触したりする活動  
大声での発声や会話は控え、見学や休憩時には触れ合わない程度の距離を確保する。

## (2) 給食時の対応

- ・ 給食時には、食前・食後の手洗い、机上の消毒を徹底し、給食当番は全員マスクを着用する。食事中は、飛沫を飛ばさないように留意し、適切な換気の確保等を行い、大声での会話を控える。

## (3) 学校行事等について

- ・ 学校行事の実施に当たっては、行事の意義と必要性に照らし、地域の感染状況を踏まえた上で、感染症対策の確実な実施や開催方法を工夫するなど、その実施に向けて適切に対応する。

### 【感染症対策】

- ・ 発熱や咽頭痛、咳等の普段と異なる症状のある者は、参加を控える。
- ・ 参加者には、手洗い等の手指衛生を行うとともに、咳エチケットに努めるよう依頼する。
- ・ アルコール消毒液の設置、こまめな換気を実施する。
- ・ 可能な範囲で会場の椅子の間隔を空けるなど、触れ合わない程度の距離を確保する。
- ・ 国歌、校歌等の斉唱や合唱、「呼びかけ」等を実施する時には、一定の距離を確保する。
- ・ 来賓や保護者は、着席を基本とし、座席間に触れ合わない程度の距離を確保する。
- ・ 上記の感染症対策を講じた上で、参加者数等の制限は原則行わない。

## (4) 校内図書館の利用

- ・ 利用前後の手洗いを徹底するなど感染症対策に配慮した上で、校内や地域の感染状況に応じて、各校が工夫して行う。

## (5) 部活動

- ・ 部活動の実施方法等については、地域の感染状況等を踏まえ別に定める。
- ・ 欠席等により、活動の機会が十分ではなかった児童生徒の心身の状態を十分考慮する。
- ・ 校内や地域の感染状況に応じて、生徒が近距離で組み合ったり接触したりする場面が多い活動や、向かい合って発声したりする活動については、密集せずに距離を取って行うことができる活動に替えるなど、感染防止の対策を講じる。

## 5 児童生徒・教職員の健康管理について

### (1) 児童生徒の健康管理

- ・ 日常的な健康管理（十分な休養・睡眠、規則正しい生活等、身体の抵抗力を高める生活）を心掛ける。
- ・ 登校前に検温を行うなど、発熱や咽頭痛、咳等がないか健康状態を確認するよう保護者をお願いする。
- ・ 発熱や咽頭痛、咳等、普段と異なる症状がみられる場合は、無理せず自宅での休養をお願いする。その際、新型コロナウイルス感染症の症状とアレルギー疾患等の症状を区別することは困難であることから、軽微な症状があることを以て、登校を一律に制限する必要はないこと。また、児童生徒等本人や保護者の意向に基づかず、医療機関での検査や検査キットによる自己検査を求めることのないようにすること。
- ・ 学校生活の中で発熱等の症状がみられる場合は家庭に連絡し、休養をお願いする。
- ・ 校内でのマスク着用は個人判断とする。自らを感染から守り、自らが感染源とならないため、必要に応じた場面でマスクの着用ができるよう、マスクを携帯する。

## (2) 教職員の健康管理

- ・ 日常的な健康管理（十分な休養・睡眠、規則正しい生活等、身体の抵抗力を高める生活）を心掛ける。
- ・ 出勤前に、検温を行うなど発熱や咽頭痛、咳等がないか健康状態を確認する。
- ・ 発熱等の風邪症状を確認した場合は、症状がなくなるまでは自宅で休養する。
- ・ 校内でのマスク着用は個人判断とするが、自らを感染から守り、自らが感染源とならないため、必要に応じて着用できるよう、マスクを常に携帯する。

## (3) 感染者（児童生徒、教職員）が確認された場合の対応

- ・ 市教育委員会、学校医とも十分に相談の上、「学校閉鎖」、「学年閉鎖」、「学級閉鎖」、「感染者の出席停止」のいずれかを判断する。臨時休業を行う場合には、児童生徒の学習に著しい遅れが生じることのないよう、一人1台端末の積極的な活用を図る等、計画性をもった自宅等での学習が行われるよう工夫を講ずる。

## 6 出席停止措置・休業措置を行う場合の基準

### (1) 出席停止

- ・ 児童生徒等の感染が判明した場合には、季節性インフルエンザ等と同様、学校保健安全法第19条の規定に基づく出席停止の措置を講じる。
- ・ 期間は、発症した後5日を経過し、かつ、症状が軽快した後1日を経過するまでとする。
- ・ 発症した後10日を経過するまでは、不織布マスクを着用すること、ハイリスク者との接触を控えることを推奨する。
- ・ 発症日（無症状の場合は検体採取日）を0日目とする。

### (2) 学級閉鎖

- ・ 同一の学級において、感染者を含め有症状による欠席者数の割合が、在籍者数の概ね20%となった場合には、当該学級を学級閉鎖とする。その場合、新型コロナウイルス感染症の感染者と季節性インフルエンザの感染者が混在する場合も含める。但し、感染可能期間に学校に来ていない者の発症は除く。

### (3) 学年閉鎖

- ・ 学年の半数を超える学級で学級閉鎖となり、学年内で感染が広がっていると判断した場合、学年閉鎖とする。

### (4) 臨時休業（学校閉鎖）

- ・ 複数の学年閉鎖が生じるなど、学校内で感染が広がっている可能性が高い場合、学校を臨時休業（学校閉鎖）とする。

### (5) 閉鎖期間

- ・ 学校医の助言等を踏まえて、5日程度を目安として判断する。

### (6) 濃厚接触者

- ・ 濃厚接触者の特定は行わない。同居者が新型コロナウイルス感染症に罹患した場合、罹患者の発症日を0日として、7日間は健康観察を徹底するとともに、手洗い等の手指衛生や換気等の基本的感染対策のほか、不織布マスクの着用や高齢者等ハイリスク者と接触を控える等の配慮を行うよう推奨。もし、症状が現れた場合には、登校を自粛し、医師

の診断を受けるようお願いする。

- (7) 部活動（課外活動）の場合
  - ・ (1)の場合に準じる。
- (8) 教職員の場合
  - ・ 教職員本人が罹患した場合は、療養休暇等を取得させる。
- (9) 臨時休業等の保護者連絡
  - ・ 当該の学校の関係者及び保護者に通知する。
- (10) 児童クラブの閉鎖
  - ・ 「学校閉鎖」の措置が必要になった場合には、その学校の児童が通う児童クラブも閉鎖する。また、児童クラブで複数の感染者が確認された場合は(1)と同様とする。
- (11) 教育委員会への報告
  - ・ 感染者の発生、学級閉鎖の実施における報告は、別に定める。
- (12) 陰性証明や医療機関等が発行する検査結果、治癒証明の提出
  - ・ 不要

## 7 その他

- (1) 医療的ケアを必要とする児童生徒等や基礎疾患等がある児童生徒等の登校について
  - ・ 主治医の見解を保護者に確認の上、登校の判断をする。登校すべきではないと判断した場合の出欠の扱いについては、「非常変災等児童生徒又は保護者の責任に帰すことができない事由で欠席した場合などで、校長が出席しなくてもよいと認めた日」（出席停止）として扱う。
- (2) 家庭の判断で、新型コロナウイルス感染症を予防するために児童生徒の登校を見合わせる場合
  - ・ 生活圏において感染経路が不明な患者が急激に増えている地域で、同居家族に高齢者や基礎疾患があるものがあるなどの事情があつて、他に手段がない場合など、合理的な理由があると校長が判断する場合、「校長が出席しなくてもよいと認めた日」（出席停止）として取り扱う。

(参考) 出席停止等の取扱いについて

	<p>学校保健安全法第 19 条の規定に基づく出席停止</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・感染が判明した者</li> </ul>
<p>指導要録上、「出席停止・忌引等の日数」の欄に記入するもの</p>	<p>「非常変災等児童生徒又は保護者の責任に帰すことができない事由で欠席した場合などで、校長が出席しなくてもよいと認めた日」として扱う場合</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・医療的ケア児や基礎疾患児について、登校すべきでないと判断された場合</li> <li>・感染が不安で休ませたいと相談のあった児童生徒等について、生活圏において感染経路が不明な患者が急激に増えている地域で、同居家族に高齢者や基礎疾患がある者がいるなどの事情があつて、他に手段がない場合など、合理的な理由があると校長が判断する場合</li> </ul>